

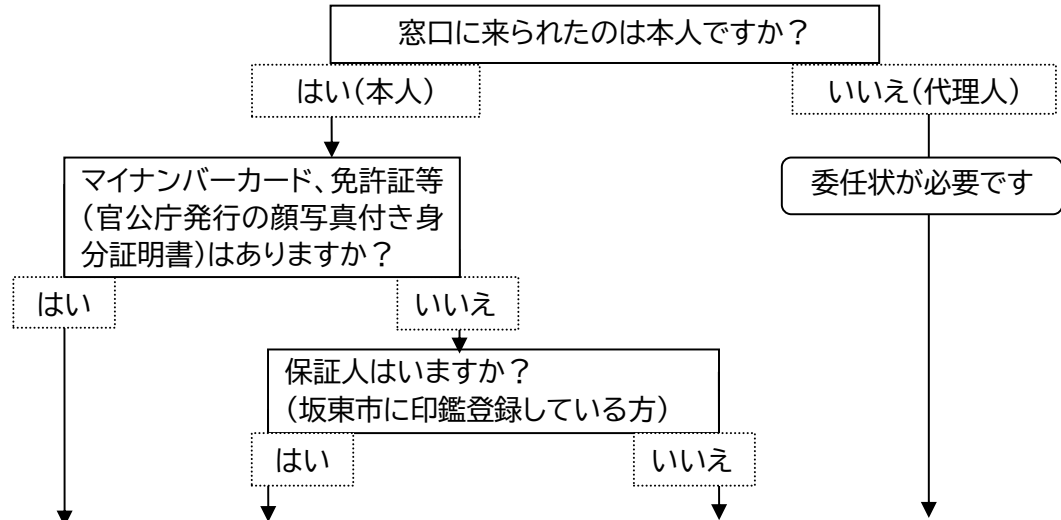
印鑑登録をされる方へ

登録条件 : 登録資格は満15歳以上で、坂東市に住居登録をしている方です（意思能力を有しない者を除く）。登録できる印鑑は、一人につき一個です。

登録のしかた : 印鑑登録の申請は、原則本人が行ってください。ただし、病気その他やむを得ない理由で本人が届けられないときには、代理人による申請もできます。登録方法はいくつかありますので、右図を参照してください。印鑑登録が完了した際に印鑑登録証（市民カード）をお渡しします。

登録できない印鑑 : 住民基本台帳等に記載されている氏名以外のもの、印鑑の大きさが一辺8mm以上25mm以下の正方形に収まらないもの、ゴム印やスタンプ形式のもの、変形しやすいもの、欠けていたり、すり減っていたりして不鮮明なものなどは登録できません。詳しくはお問い合わせください。

登録の廃止・改印 : 印鑑登録の廃止、登録してある印鑑の改印・紛失、印鑑登録証（市民カード）の紛失の際には、市民課又はさしま窓口センターに届け出てください。再登録される場合は、新規での登録と同じ手続きになります。



	即日登録できます	即日登録できます	登録に数日かかります	登録に数日かかります
登録方法	マイナンバーカード、運転免許証等、官公庁発行の顔写真付き本人確認書類をお持ちの方は、即日で印鑑登録ができます。	坂東市に印鑑登録している方を保証人として、印鑑登録ができます。保証人の方は、登録印を持参し、登録を行う方と一緒にご来庁ください。	本人確認及び本人の意思確認のため、申請を受けた後、本人宛に照会書及び回答書を郵送します。書類が届きましたら本人が回答書に署名し、登録する印鑑を押して、照会書及び回答書と登録する印鑑をお持ちください。この時点で登録ができます。（代理人による申請、受理はそれぞれに委任状が必要です。）	本人確認及び本人の意思確認のため、申請を受けた後、本人宛に照会書及び回答書を郵送します。書類が届きましたら本人が回答書に署名し、登録する印鑑を押して、照会書及び回答書と登録する印鑑をお持ちください。この時点で登録ができます。（代理人による申請、受理はそれぞれに委任状が必要です。）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●顔写真付き本人確認書類（官公庁発行の有効期限内のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●登録申請者の本人確認できるもの（健康保険証等） ●保証人の登録印 ●保証人の本人確認できるもの（顔写真付き本人確認書類等） 	<p>（申請時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●本人確認できるもの（健康保険証等） <p>（受領時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●照会・回答書 ●本人確認できるもの（健康保険証等） 	<p>（申請時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請者の委任状と登録する印鑑 ●代理人の認印と顔写真付き本人確認書類 <p>（受領時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請者の委任状と登録する印鑑 ●申請者が回答した照会・回答書 ●代理人の認印と顔写真付き本人確認書類